

請求の要旨

- 1, 大東市では昭和 38 年から、45 年間も一定業者とごみ等の収集業務委託契約を締結している。
- 2, 「平成 20 年度ごみ等の収集業務委託契約について (伺い)」によればその金額は、

ごみ等 (可燃ごみ、粗大ごみ)	828, 802, 082 円
資源ごみ (空き缶・空きビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装)	265, 495, 640 円
合計では、	1, 094, 297, 722 円

の契約がなされ、またこの契約方法は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号規定により随意契約とされている。
- 3, しかし、市のこの随意契約の締結は、同施行令で定められた「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」との規定とはおよそ無縁であり、歪曲され、こじつけた契約であるので、明らかに違法・不当である。
- 4, そもそも会計法第 29 条の 3 第 1 項、地方自治法第 234 条第 2 項において、国および地方公共団体が行う契約は入札によることが当然、原則であり、随意契約は法令の規定によって認められた場合にのみ行うことができる。予算決算及び会計令第 99 条の 6、都道府県・市町村の規則などにおいて、随意契約を締結する場合は、なるべく見積書を徴すること、またなるべく複数の者から見積書を徴さなければならない。
- 5, よって、請求者は大東市が締結した業者とのごみ等の収集業務委託契約、公金支出の差し止めを請求するものである。
- 6, また以下に示す算出方法により、市長以下、幹部職員と関係した市職員に対して 4 億 2 百万円の損害賠償を請求する。奈良県ではあるが、隣接した市町村に生駒市があり、人口から計算される人口比は次のように 92:100 と表すことができる。

	人口	人口比
生駒市	: 118, 114 人	92
大東市	: 128, 653 人	100

生駒市におけるごみ収集委託料はここ三年間では、

平成 18 年度 決算額 650,253,759 円

平成 19 年度 予算額 674,267,000 円

平成 20 年度 予算額 636,644,000 円 である。

この生駒市の平成 20 年度予算額 636,644,000 円は人口比において大東市の人口に当て嵌めて計算すると、100/92 を掛けることになるので、692,004,348 円となる。

実際の大東市契約額 平成 20 年度 1,094,297,722 円と

生駒市方式からの計算による 692,004,348 円を差し引きすると

差額は 402,293,375 円となる。

この差額 4 億 2 百万円は大東市民の損害であり、請求者はその損害賠償を求めるものである。

- 7, 監査委員は市長以下、幹部職員と関係した市職員に対して違法・不当な行為を改めさせるため、公金支出差し止め、また、損害賠償をさせなければならない。そのため、請求者は地方自治法第 242 条の規定により、別紙証拠書類を添え、住民監査請求を提起するものである。

添付証拠書類

- 1, 平成 20 年度ごみ等の収集業務委託契約について (伺い)
- 2, 生駒市「平成 18 年度 決算書」
- 3, 生駒市「平成 19 年度 一般会計／特別会計 予算に関する説明書」
- 4, 生駒市「平成 20 年度 一般会計／特別会計 予算に関する説明書」